

第4次行政改革アクションプラン 令和4年度進行状況調査結果

○第4次行政改革アクションプラン…第4次行政改革大綱(推進期間:令和2～6年度の5年間)に基づき、各年度の取組内容等を具体的に示した行動計画(39項目)

○進捗指標…令和4年度の取組方針と取組状況との比較(5点満点)

※進捗指標 5点…達成(100%) 4点…概ね達成(70%以上) 3点…取組中(40%以上70%未満) 2点…取組中(10%以上40%未満) 1点…未着手・取組開始段階(10%未満)

推進項目 1 市民サービスマネジメント (1) 市民サービスの向上

ICT技術を活用した各種届出書類(手書き書類)の簡略化や、手続窓口のワンストップ化、手数料等支払方法のキャッシュレス化などを図ります。また、マイナンバーカードの普及と、マイナンバーカードを活用した市民生活の利便性の向上を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|---------------|-----------------|---|---|------|
| 1 | 1-1-1 | 第4次行政改革の推進 | 行革DX推進課 | 全職員が第4次行政改革の考え方について共通認識を持ち、第4次行政改革アクションプランに掲げる改革プログラムの目標を達成するため、積極的に取組を推進する。 | 令和3年度中における第4次行政改革アクションプラン(39項目)の進行状況調査を行った。その結果、第4次行政改革アクションプラン(39項目)の進捗指標の平均が5点満点中「4.3」となった。また、行政改革アクションプランについて、5年の計画期間の中間年度であることから、当初設定した取組内容、取組目標、取組方針の全体的な見直しを行った。 | 5 |
| 2 | 1-1-2 | おくやみ窓口の導入 | 行革DX推進課 | おくやみに関する必要な手続や書類作成のサポートによる遺族の負担軽減を目的とした「おくやみ窓口」の導入や、手続を総合的に案内する「おくやみハンドブック」の作成により、市民サービスの向上を図る。 | 令和3年1月からおくやみ手続支援窓口を開設し、市民課にて業務を担当している。令和4年度の実施内容は次のとおり。 ・実施日 平日(実施日:243日) ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで ・実施場所 本庁舎1階市民課窓口 ・業務内容 おくやみ手続支援 ・利用件数 累計808件、1日平均3.33人(R4.4月～R5.3月) | 5 |
| 3 | 1-1-3 | 各種行政手続のオンライン化 | 行革DX推進課・情報システム課 | マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」(令和2年3月4日改訂 内閣官房・内閣府・総務省)を踏まえ、積極的にオンライン化を進め、市民の利便性向上に努める。 | 国が定める27手続についてマイナポータルを用いたオンライン化を進め、令和5年3月20日に公開した。それ以外の各種行政手続については、いばらき電子申請・届出サービスの操作研修会の開催や、庁内向け利用フローの整備等により、電子申請の利用促進を図ることで、約60手続を新たに公開できた。 令和3年度件数:1,056件 令和4年度件数:14,168件 | 5 |

推進項目 1 市民サービスマネジメント (1) 市民サービスの向上

ICT技術を活用した各種届出書類(手書き書類)の簡略化や、手続窓口のワンストップ化、手数料等支払方法のキャッシュレス化などを図ります。また、マイナンバーカードの普及と、マイナンバーカードを活用した市民生活の利便性の向上を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|---------------------|-------|--|---|------|
| 4 | 1-1-4 | マイナンバーカードの普及促進、活用促進 | 市民課 | 個人番号カード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの普及促進に努めつつ、関係各課と協力することで活用の幅を広げ、市民サービスの向上を図る。 令和3年3月(予定)からマイナンバーカードを健康保険証(国保・後期高齢者医療)として利用できるようにするためのシステム構築や、保険証の更新時期等に合わせたマイナンバーカード取得勧奨のための広報及び保険証機能の活用促進を図る。 | カードの申請を促進する取組として、広報紙や庁内関係部署をとおして出張申請を周知し、商業施設、教育施設、自治会等に61回の出張申請を行い、1,106人の申請を支援した。 また、カードの交付を促進する取組として、平日の夜間や休日に交付窓口を設け、平日の開庁時間内にカードの受取が困難な1,496人に対して交付を行った。 これらの取組により、令和4年度末時点での、人口に占めるカード申請割合は81.7%(前年度末比32.7%増)、交付割合は65.2%(前年度末比22.1%増)に向上したが、全国平均と比較すると申請割合は2.5%、交付割合は1.8%下回った。 カードの保険証利用登録については、国民健康保険証の一斉交付時にリーフレットを同封(14,574通)し、周知を行った。 加えて、令和4年1月1日に開始したマイナポイント第2弾事業の対象施策となったことから、カード交付時にマイナポイント第2弾事業のチラシを配布するとともに、本庁舎1階に開設した支援窓口での登録を希望する場合には、支援窓口を案内し、登録の促進に努めた。 | 4 |
| 5 | 1-1-5 | 公金収納方法の拡充 | 収税課 | 市税、料金等の収納方法について、住民サービスの向上、収納率の向上を目的とすると共に、近年の社会情勢の変化によるライフスタイルの多様化を考慮した、新たな収納方法を導入する。 | 令和5年4月開始の地方税共通納税システム対象税目拡大のため、基幹系システムの改修を実施して新たな公金収納方法開始に向けたシステムを構築した。 | 5 |
| 6 | 1-1-6 | 市民への情報発信方法の充実 | 広報広聴課 | 多様なツールによる情報発信を行うことで、より市民が情報を受け取り易くなることから、随時、新しい情報発信ツールを調査し、導入の検討を行う。 | twitter、facebook、Instagram、YouTube、LINEを活用して情報発信を行った。令和3年度に比べ、フォロワー数がtwitterは287人、Instagramは359人、LINE登録者(友達追加数)は1,270人増加した。また、多言語対応アプリ「カタログポケット」を導入し、広報紙の閲覧手段の充実を図った。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 4.8 |

推進項目 1 市民サービスマネジメント (2) 組織機構改革と職員の意識改革

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、効率的で柔軟な組織体制の構築を図ります。
 職員研修制度を充実させ、職員個々の能力を醸成する機会を積極的に提供するとともに、筑西市の現状と課題を的確に認識し、市民感覚とコスト感覚のバランスをもって仕事に取り組む職員の育成を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|-------------------------|---------|--|---|------|
| 7 | 1-2-1 | 働き方改革の推進(テレワークの導入等) | 人事課 | ワーク・ライフ・バランスの実現及び社会情勢の変動等に起因する多様な働き方を実現するべく、テレワークや時差出勤制度の導入等により、事務効率・生産性の低下を招くことなく柔軟な働き方を推進する。 | 柔軟な働き方の実現はもとより、新型コロナウイルス感染症対策として、接触機会の低減や業務継続性の確保のため、テレワークシステムを活用した在宅勤務を積極的に周知・推進した。また、DX推進の観点から、今後、テレワークをどのように運用していくべきか、方向性について協議を行った。 | 4 |
| 8 | 1-2-2 | 人材育成と職員の意識改革 | 人事課 | 時代のニーズに的確に対応できる人材を育成するため、現行の人材育成基本方針を見直し、これからの目指すべき職員像を明確にする。併せて、新たな人材育成基本方針に基づいた研修計画を策定し、組織的な育成プログラムの実施により、職員の資質向上と意識改革を図る。 | 時代のニーズに的確に対応できる人材を育成するため、第2次筑西市総合計画後期基本計画などの諸計画との整合性を図りつつ、新たな筑西市人材育成基本方針を策定した。また、当該基本方針において、目指すべき職員像(求められる職員像・職員に求められる能力)を明確にした。 | 5 |
| 9 | 1-2-3 | 人事管理の効率化(出退勤管理システムの導入等) | 人事課 | タイムカードを廃止し、出退勤管理を電子化するとともに、時間外勤務や休暇申請などを含めた庶務事務システムを導入する。データ連携により職員の勤務状況を一体的に管理・集計し、事務の効率化を図る。 | 出退勤システム・庶務事務システムの導入に向けた情報収集、課題検討を行い、次年度実施計画への計上及び予算要求を行った。予算が確保できたことを受け、仕様書及び機能要件書等の作成など、導入に向けての準備を進めた。 | 4 |
| 10 | 1-2-4 | 窓口業務等の民間委託 | 行革DX推進課 | 窓口業務等に係る職員の事務負担を軽減し、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力するため、窓口業務等の民間委託を積極的に推進する。 | 民間委託が可能な窓口業務等について、他市町村の事例等、情報収集に努めたが、選定をする段階までは至らなかった。また、窓口業務の民間委託は慎重に実施すべき項目であり、選定作業までのプロセスを整理する必要があるため、当初設定した取組内容、取組目標、取組方針の見直しを行った。 | 3 |
| 平均 | | | | | | 4.0 |

推進項目 1 市民サービスマネジメント (3) ICT技術の活用による業務効率化

インターネットやスマートフォン等のICTを活用した業務システムの充実を図り、市民視点に立った行政サービスのデジタル化を推進します。業務フローの見直しを図るとともに、AIやRPAなど先進的技術を活用した業務の省力化・効率化等を図り、「働き方改革」を推進します。情報システム等に係る開発・運営コストを抑制するため、仕様の標準化・共通化を推進します。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|------------------------|---------|---|--|------|
| 11 | 1-3-1 | ICT技術の活用推進(AI・RPAの導入等) | 行革DX推進課 | AIやRPA等の新たなICT技術の活用により、業務の効率化と正確性の確保を図り、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供など、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体」の構築を目指す。 | 広報広聴課、地方創生課、資産税課、収税課、川島出張所、社会福祉課、障がい福祉課、母子保健課の計8課15業務にAI-OCR、RPA等を導入し、7割程度の業務削減効果が得られた。(削減時間は年間1,366時間程度) 導入にあたっては、業務担当者へのヒアリングを行い、業務フローそのもの見直しも含めた検討や、費用対効果等の検証を実施し、本格的な導入に至った。 | 5 |
| 12 | 1-3-2 | ペーパーレス化の推進(電子決裁等) | 総務課 | 文書決裁を電子化するとともに、文書の施行から廃棄のプロセスを見直し、業務効率の向上及びペーパーレス化の推進を図る。 | 前年度に引き続き、月1回システムベンダー等との定例会を実施し、財務会計システム再構築に係る課題の整理、問題解決及び進捗管理を行い、7月には行政評価支援システムの稼働、10月には予算編成システムの稼働、3月には予算執行管理システムの稼働と電子決裁基盤の構築を完了した。 なお、財務会計システムにおける電子決裁の運用については、令和5年10月を予定している。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 5 |

推進項目 1 市民サービスマネジメント (4) 行政評価制度等の充実・強化

これまで実施してきた行政評価手法を再検討し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに資するための行政評価制度の充実・強化を図ります。
また、市役所業務の適正な執行について、自らがルール化しリスク管理を行う内部統制制度の導入について検討します。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|------------------------------|-----|--|---|------|
| 13 | 1-4-1 | 行政評価制度の充実・強化(事務事業のスクラップ&ビルド) | 企画課 | 厳しい財政状況を鑑み、PDCAマネジメントサイクルの中で、施策や事務事業の継続的な見直しを行い、計画的な行政運営を図る。 | 既存の行政評価支援システムのうち実施計画部分を新システムへ移行したことに伴い今までより予算編成と一体的かつ有効な実施計画の策定が可能となった。また、厳しい財政状況のなかで実施計画を策定するに当たり、事業の目的及び目標を明確にし、事業が適正であったかを検証し、次の計画に反映させるため、PDCAサイクルに基づいた効果的なマネジメントを図ることで、スクラップ&ビルドの徹底を図った。 | 4 |
| 14 | 1-4-2 | SDGsの推進に向けた全庁的な取組 | 企画課 | 総合計画において分類した各施策のSDGsの目標に基づき、各課で指標(KPI)を設定するとともに、SDGsの目標達成に向けて市全体として取組んでいく。 | 全庁的なSDGsの取組を推進するため、新たに外部研修会へ職員が参加しSDGsの制度趣旨への理解を深めた。また、次年度以降の総合的な取組に向けて各種制度構築を進めるに当たり、本市におけるSDGsの取組を象徴するロゴマークの作成を行った。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 4.5 |

推進項目 1 市民サービスマネジメント (5) 自治組織、NPO等との協働・民間活力導入

地域社会を構成する市民、自治組織、民間団体、事業者等と行政が相互の連携を図り、それぞれの役割と責任を分担して協働していくための環境づくりを推進します。
指定管理者制度やPFIなど官民連携による民間活力の導入を積極的に推進することで、限られた人材を必要な行政サービスに集中することにより、行政サービスの質の向上を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|---------------|-------|---|---|------|
| 15 | 1-5-1 | 指定管理者制度の適正な運用 | 管財課 | 指定管理者が専門的知識や経営資源を活用し、施設を効果的・効率的に管理運営をすることで、サービスを安定的かつ継続的に提供することが可能か等をモニタリングし、適正な運用を図る。 | 指定管理者制度を導入している39施設について、業務が適切かつ確実に遂行されているか、第三者委員会である行政改革推進委員会でモニタリング結果の検証を行い、適切に確認及び評価を実施した。 また、令和4年度に指定管理期間が満了する体育施設21施設については、制度を継続するための更新手続き(公募、審査等)を進めてきた。その結果、令和4年度第4回市議会定例会において指定管理者が指定され、令和5年4月から業務開始となった。 | 5 |
| 16 | 1-5-2 | 自治会活動の支援 | 広報広聴課 | 身近な地域の課題を自らの力で解決できるよう、助言等を行い支援する。 | 市役所が市民に身近な行政窓口の役割を担うとともに、地域の実情に沿った助言等を行うことにより、自治会自らが主体的かつ継続的に運営できるような地域づくり実現を目指している。 令和4年度も自治会からの相談に対し、各々の自治会の実情を踏まえ、類似した事例を参考にしながら助言等を行い、問題解決へ向けての支援を行った。 | 5 |
| 17 | 1-5-3 | 民間提案募集 | 管財課 | 公共施設及び公的不動産の利活用等について、民間の自由な発想による創意工夫を生かした提案を募ることにより、行政サービスの向上、公共施設等の維持管理経費の削減を図る。 | スピカビル5階のスポーツクラブ跡地の利活用について、民間提案を公募するため、サウンディング型市場調査を令和4年9月に実施した。また、下館北中学校の下館中学校への統合に伴う下館北中学校の跡地、及び明野五葉学園の整備に伴う明野中学校区の小学校4校の跡地について、庁内検討委員会を経て「筑西市学校跡地利用計画」を作成し、地元住民等への説明会を経て、民間活用する方向性を提示した。そのうえで、民間提案を公募するための条件整備等のためにサウンディング型市場調査を令和4年12月に実施した。 | 4 |
| 18 | 1-5-4 | 協働のまちづくりの推進 | 市民協働課 | 協働のまちづくり推進計画に基づき、成熟した市民協働社会の形成に向けた協働のまちづくりを推進していく。また、第3次推進計画(平成29年度～令和3年度)の計画期間終了に伴い第4次推進計画を策定する。 | 第4次協働のまちづくり推進計画に位置付けられた39事業について、各事業の令和3年度中における進捗状況及び令和4年度中における取組方針等を把握するため調査を行うとともに、各所属長に計画の総合的かつ計画的な推進を依頼し協力を求めた。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 4.8 |

推進項目 2 行政資源マネジメント (1) 公共施設等の老朽化対策と適正管理

公共施設やインフラの維持管理について、「事後保全」から「予防保全」への転換を図り、利用者の安心安全の確保と施設の長寿命化を推進します。各施設の老朽化の状況等を横断的に比較し、優先順位に基づく中長期修繕計画を策定し、維持管理・更新経費の平準化を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|------------------|-----|---|--|------|
| 19 | 2-1-1 | 包括管理業務による施設の適正管理 | 管財課 | 対象62施設の設備等の保守管理、点検、法定検査等の業務を、民間のノウハウを最大限活用し包括的に実施することで、各施設を良好な状態に保つ。また、現業務委託の評価・検証を行い、次期業務委託をより質の高い効率的なものとするよう検討していく。 | 対象62施設の設備等の各業務の保守管理、点検結果の報告及び月次巡回の結果を基に修繕の優先度評価を行い、次年度予算編成に活用した。次期業務委託の対象施設、対象業務について、各施設所管課と協議し取りまとめを行った。 | 5 |
| 20 | 2-1-2 | 固定資産台帳データの適正管理 | 管財課 | 市が保有する固定資産の情報を適正に管理するため、「公会計管理台帳システム」のデータを更新し、「固定資産台帳」に反映させる。また、公共施設の適正配置及び有効活用の観点から、公会計管理台帳システムデータの活用を促進する。 | 令和3年度における固定資産の異動について台帳の更新を実施し、固定資産の増減を把握した。また、決算書に係る公有財産(土地及び建物)情報について、公会計管理台帳データを反映した。また、公会計管理台帳システムと公共施設マネジメントシステムの不一致情報を修正した。 | 4 |
| 平均 | | | | | | 4.5 |

推進項目 2 行政資源マネジメント (2) 公共施設等の適正配置と計画的な更新

平成26年度に策定した「公共施設適正配置に関する指針(公共施設等総合管理計画)」及び平成28年度に策定した「公共施設適正配置のための基本方針」に基づき、施設類型ごとの特性を踏まえて全庁横断的な検討を重ね、具体的な方向性を示す「適正配置実施計画(個別施設計画)」を策定します。

また、同計画や人口減少・少子高齢化等の動態を踏まえ、将来を見据えた施設総量の最適化や、廃止・転用・多機能化・複合化など戦略的な公共施設の適正配置を検討します。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|-------------------------|-----|---|---|------|
| 21 | 2-2-1 | 公共施設マネジメントの推進 | 管財課 | 市の公共施設全体を総合的に管理・運営し、戦略的な適正配置を検討するため、「公共施設マネジメントシステム」の適切な運用により情報を一元管理するとともに、職員研修やワーキングチームの開催により情報の共有及び取組の推進を図る。 | 公共施設マネジメントの推進にあたり、庁内協議検討の場を「行政改革推進本部会議」から「公共施設マネジメント推進委員会」に移行し、特に取り組むべきものを「施設類型ごとの基本方針」から9つ選定し、特別チーム等を設け、課題を共有させ、事業化するためのスケジュールを策定し、同推進委員会で進捗管理した。 | 4 |
| 22 | 2-2-2 | 公共施設適正配置に関する指針の見直し | 管財課 | 公共施設適正配置の基となる各種方針等について、推進期間等(サイクル)に応じて見直しを行い、市全体での計画的な取組を推進する。 | 令和3年3月に公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)を策定したことに合わせ、「施設類型ごとに基本方針」を見直し、改訂した。加えて、当該基本方針のなかの各種《検討・協議事項》のうち、取り組むべき案件ながら検討の域を出なかったもの、9つを選定し、事業化するためのスケジュールを作成し、進捗管理している。 別途『2-2-1 公共施設マネジメントの推進』を参照 | 4 |
| 23 | 2-2-3 | 公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)の策定 | 管財課 | 施設類型(教育関係施設、福祉・保健関連施設など)ごとの具体的な統廃合、長寿命化等の方向性及び中長期修繕計画等を示した「公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)」を策定し、計画を核とした公共施設全体のメンテナンスサイクルを確立する。 | 令和3年3月に公共施設適正配置実施計画(個別施設計画)を策定したが、その「施設類型ごとの個別施設計画」として記載した令和3年(2021年)から令和12年(2030年)までの「対策費用(概算)」は、施設設備の経年劣化を踏まえたこれまでの修繕等が不十分であったことから、当該計画で今後の修繕等対策の計画を補えるものではなかった。そのため、令和4年度予算編成から、修繕等対策費用を全庁的に一覧として抽出し、安全性を第一にした評価方法を示して、評価・査定(トリアージ)し、積み残し修繕の解消や予防保全への移行を図っている。 | 4 |
| 平均 | | | | | | 4.0 |

推進項目 2 行政資源マネジメント (3) 公有財産の有効活用

公有財産を資産と捉えて、新たな歳入を得るための方策を検討します。

市有地の売却や、借地の返還、必要な借地の買取り、適正な賃貸借基準の設定など、市有地の有効活用と適正管理を図ります。遊休地(低未利用地)や公共施設の再編等に伴う跡地についても、貸付や売却を含めた有効活用を検討します。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|---------------------------|---------------|--|---|------|
| 24 | 2-3-1 | 市有資産の有効活用(貸付、売却等) | 管財課 | 低未利用地の継続的な現状把握を行い、貸付けや売却による有効活用を促進する。 | 令和4年度は、令和3年度に調査済みの1件の低未利用地につき、一般競争入札により売払いを実施した。(1,030.49㎡、畑) また、次年度以降の売払いに向け、試掘調査を1件、不動産鑑定評価を1件行った。 | 4 |
| 25 | 2-3-2 | ネーミングライツ事業の導入 | 管財課 | ネーミングライツの導入により、新たな自主財源の確保を目的とし、市有財産の有効活用及び施設の良好な運営を図る。 | 「筑西市ネーミングライツ導入ガイドライン」、「筑西市ネーミングライツ・パートナー募集要項(施設特定型・提案募集型)」を策定し、民間事業者を対象とした公募を実施した。結果、体育施設1施設へネーミングライツが導入された。 | 5 |
| 26 | 2-3-3 | 有料広告掲載事業の充実(ルール化) | 行革DX推進課・広報広聴課 | 有料広告掲載事業の導入に関するガイドラインを策定することで、全庁的な事業の導入促進を図る。併せて、他の広告媒体への事業拡大を検討し、更なる自主財源の拡大を図る。 | 有料広告掲載事業について、統一的な手続をとるための検討項目や問題点等の洗い出しを実施するため、各年度の取組方針の見直しを行った。 また、有料広告掲載事業ガイドライン(案)の検討に向けて、「筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」を所管する広報広聴課を主管課に、管財課・市民課を関係課に加えた。 | 3 |
| 27 | 2-3-4 | 借地情報の一元管理と借地契約締結(更新)のルール化 | 管財課 | 借地情報をデータベース化し、公会計管理台帳システムにおいて更新管理するとともに、契約内容等の比較検討を行い、借地契約における全庁的な基準を構築する。 | 他市町村ホームページ等を参考に借地に関する基準の調査を行った。 各市町村で基準が異なり、市独自で統一的な基準を設けるにはさらなる調査及び分析が必要な状況である。 | 4 |
| 平均 | | | | | | 4.0 |

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (1) 受益者負担の適正化

受益者負担の考え方は、特定の行政サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保するというものです。行政サービスの料金設定にあたっては、負担公平、負担均衡の観点から定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|---------------------------|-----|---|---|------|
| 28 | 3-1-1 | 使用料・手数料の適正化 (減免制度の見直し) | 管財課 | 使用料・手数料の適正化として、これまでに市内統一のルールに基づく施設の貸出区分及び料金体系を確立してきたが、更に、既存の減免制度を見直し、地域間格差の解消及び利用団体間の公平性の確保を趣旨として運用を図る。 | 既存の減免制度のなかで、不統一であった総合体育館の「冷房及び暖房の利用料金」と、下館運動場(野球場とソフトボール場)・明野中央公園テニスコート・協和サッカー場の「夜間照明施設の利用料金」の減免を統一し、令和5年4月から本来の施設の利用料金の減免区分と分離し、公用等以外は減免しないで徴収することとした。 | 4 |
| 29 | 3-1-2 | 未収債権(税外債権を含む。)回収の強化 | 収税課 | 徴収専門研修等への積極的な参加や、茨城租税債権管理機構への職員派遣を行い、専門的知識を習得し、経験を高め、催告や差押及び不動産公売などの滞納整理を効果的かつ適正に行い、市税収入の確保及び納税者間の公平性を図る。 | 定期的な徴収専門研修等への参加や茨城租税債権管理機構において執行された不動産公売入札時に事務補助を行い、専門的知識の習得や経験を高めた。 茨城租税債権管理機構へ職員を派遣し、より専門的且つ実践的な知識及び経験の習得を図った。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 4.5 |

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (2) 歳入の確保・税外収入の拡大

市税等の減少や普通交付税の合併算定替の終了など、今後も歳入の増加を見込むことは厳しい状況にあります。このことから、広告収入や国県補助金等の確保、ふるさと納税、公有財産の有効活用など、多様な財源の確保に努めます。

歳入の根幹である市税収入については、課税客体等の的確な把握に努めるとともに、徴収体制の組織強化を図り、徴収率の向上に努めます。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|--------------------------------|---------|--|---|------|
| 30 | 3-2-1 | 企業誘致の推進 | 企業誘致推進課 | 新規企業誘致を図りつつ、既存企業が長期安定操業する為のフォローアップ体制の充実を図ることで、市内工業団地内に立地する既存企業が市外へ流出することを防ぐ。 | 市内工業団地等に立地する既存企業16社に対し、操業状況の確認及び企業が抱える課題、行政に対する要望等に対応するフォローアップを実施した。 なお、令和4年度中に既存企業が市外へ流出した事例はない。 | 5 |
| 31 | 3-2-2 | ふるさと納税の推進(返礼品の充実、業務委託による事業推進等) | 財政課 | 市独自の魅力ある返礼品の開拓や、企画運営に関する業務委託契約の締結及びふるさと納税型クラウドファンディング(GCF)の活用推進により、更なる財源確保と市のイメージアップを図る。 | ふるさと納税の更なる寄附促進、寄附受入体制整備による職員負担の軽減及び迅速な寄附者対応等を目的として、ふるさと納税企画運営に関する業務委託契約を前年度に引き続き締結した。 上記取組と並行し、返礼品の新規開拓や有料広告の拡充に努めた結果、令和4年度の寄附受入額は約3億6,000万円となり、最終年度の目標金額を大きく上回る結果となった。 | 5 |
| 32 | 3-2-3 | 企業版ふるさと納税制度の活用等 | 財政課 | 本制度は、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高め、企業とのパートナーシップの構築や新たな財源の確保に向けた取組みとして注目され、本市においても有効なものであることからトップセールスによるダイレクトなアピール並びに全庁的な連携による営業活動を推進する。 | 企業版ふるさと納税寄附企業の募集を営業やトップセールス等で積極的に実施するとともに、寄附募集に係る業務を委託した3社と連携し寄附金額の向上に努め、令和4年度は1,480万円の寄附を集めた。 また、寄附企業に対しては、令和4年度より設定したベネフィットに基づき、感謝状贈呈式の開催及び本市ホームページでの企業紹介等を行い、企業との良好な関係作りにも尽力した。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 5.0 |

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (3) 地方債残高の縮減等

地方債は、公共施設の建設や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により資金を調達することで、事業の円滑な執行が確保できるとともに、元利償還金という形で財政負担を後年度に平準化することによる、世代間の負担調整機能を有しています。しかし、地方債残高が増え過ぎると、将来世代にその返済の負担を強いることとなります。

そこで、人口減少時代を見据えた、次世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造とするため、市債発行の抑制による地方債残高の縮減に努めます。

また、地方債の償還や、公共施設の大規模修繕・更新時期等を踏まえた中長期的な財政計画を策定し、持続可能な財政運営を図ります。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|-----|----------|-----------|-----|---|--|------|
| 33 | 3-3-1 | 地方債残高の縮減 | 財政課 | 合併特例事業以外の普通建設事業を抑制することで合併特例債以外の地方債の新規発行を抑制する。 | 令和4年度同意の合併特例債以外の地方債の発行額は、一般会計で1,200,800千円であり、令和4年度末の地方債の現在高(合併特例債含む)は47,078,383千円となった。 | 3 |
| 34 | 3-3-2 | 中期財政計画の策定 | 財政課 | 前年度決算を反映し、着手済の大型継続事業「玉戸・一本松線整備事業、明野地区義務教育学校整備事業、スピカビル本庁舎等改修事業、認定こども園せきじょう整備事業」や、今後予定されている道の駅拡張整備事業など投資的事業を盛り込み、全体的な後年度への影響を試算し一般会計の収支と基金残高等を推計する。 | 令和4年度において、中期財政計画を策定した。 | 3 |
| | | | | | 平均 | 3 |

推進項目 3 歳入・歳出マネジメント (4) 公営企業等の経営改革

独立採算制を基本とする公営企業(水道事業、下水道事業、農業集落排水事業)が、必要なサービスを将来にわたって安定的に提供していくことができるよう、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定や、施設設備のストックマネジメント、適正な料金水準の設定など、公営企業の経営改革に取り組みます。

また、老朽化する施設の更新や、人口減少による使用料収入の減少など、経営環境が一層厳しくなることを踏まえ、事業の広域化・共同化や、官民連携の手法等について検討します。「茨城県西部メディカルセンター」及び「筑西診療所」を運営する地方独立行政法人茨城県西部医療機構の健全経営を図るため、市として必要な支援及び監督を行います。

| No. | プログラムNo. | 取組項目 | 主管課 | 推進期間の取組内容 | 令和4年度取組状況 | 進捗指標 |
|----------------|----------|----------------------------------|---------|--|---|------|
| 35 | 3-4-1 | 水道事業の健全経営 | 水道課 | 経営戦略の基本方針である持続的・安定的な経営を目指し、普及率の向上等による給水収益の確保や計画的な施設・設備の更新による維持管理費の削減を図る。また、社会経済情勢や水道を取巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じて経営戦略の見直しを行う。 | 現行の水道施設更新計画の評価・検証を行い、新たな更新計画を策定し、費用の平準化を図るとともに、施設設備や管路について、緊急性・重要性及び優先度の高いものから更新を実施した。 | 4 |
| 36 | 3-4-2 | 下水道事業の健全経営 (企業会計導入による経営管理) | 下水道課 | 令和2年度から企業会計に移行し効率的な事業運営に努めるとともに、経営状況を明らかにするため財務諸表を作成し公表していく。 また、平成29年3月に策定した下水道事業経営戦略の見直しを行い、一層の経営基盤強化につなげる。 | 経営状況を明らかにするため、損益計算書や貸借対照表などを記載した業務状況説明書等を作成し、ホームページ等により公表することができた。 また、一層の経営基盤強化につなげるため、平成29年3月に策定した「筑西市公共下水道事業経営戦略」の中間検証を行うとともに、総務省が示した経営戦略改定のガイドライン及びマニュアルに基づき経営戦略の見直しを行い、令和5年3月にホームページにより公表することができた。 | 5 |
| 37 | 3-4-3 | 農業集落排水事業の健全経営 (企業会計導入による経営管理) | 農業集落排水課 | 令和2年度から企業会計に移行し効率的な事業運営に努めるとともに、経営状況を明らかにするため財務諸表を作成し公表していく。 また、令和2年3月に策定した農業集落排水事業経営戦略の見直しを行い、一層の経営基盤強化につなげる。 | 経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するための経営比較分析表を作成し、効率的な事業運営に努めた。 また、企業の経営状況を分かりやすく示す損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成し、ホームページ等により市民に公表することができた。 | 4 |
| 38 | 3-4-4 | 水道事業の広域化の推進 | 水道課 | 国・県が推進する水道事業の広域化について、広域連携の形態や支援制度等について調査・研究し、施策導入の可否も含めた検討を行う。 | 「茨城県水道ビジョン」(令和3年度策定)に基づき、茨城県が進める「水道の広域化」の勉強会に参加し、課題抽出や分析等を実施した。 | 4 |
| 39 | 3-4-5 | 茨城県西部医療機構の健全経営のための支援及び監督 | 地域医療推進課 | 茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を運営している地方独立行政法人茨城県西部医療機構に対し、定期的に運営状況の把握に努めるとともに、状況に応じた適切な支援や法人の評価に基づく指導・監督を行い、安定した経営が図れるよう必要な協力を行う。 | 第1期中期目標期間(H30.10.1～R4.3.31)及び令和3年度の業務実績に関する評価を行い、中期目標及び中期計画の達成状況を確認した。 また、その結果を踏まえ、第2期中期目標期間(R4.4.1～R8.3.31)における第2期中期計画の推進に向け、令和4年度の業務の進捗状況を監督した。 | 5 |
| 平均 | | | | | | 4.4 |
| 全推進項目(39項目)の平均 | | | | | | 4.4 |